

国際人道法の成立と発展

～ 戦争法から国際人道法へ

連載第4回(2.16 国際人道法講演会より)

糟谷英之(摂南大学法学部教授 国際法)

(2) 現代武力紛争の実体的変化

それともう一つ、これは国際人道法の変化で非常に大きなものになるわけですが、現在武力紛争の実態が変化したこと。この間、すでにお話ししましたように第一次世界大戦以前の戦争と第二次世界大戦は全然違う。潜水艦や飛行機はそんなものがなかった時代もあったわけですから、そういうふうなものが出てくる。ある

いは兵器が全然違ってくる。ベトナム戦争では先ほど言ったようにゲリラ戦争、そういうふうな形式が一般化してくる。

そういうふうな現実の武力紛争の形態の変化によってこういった国際人道法の具体的な内容も変化する。

どう変化したか、それは先ほどの話の中でもすでに触れていますけれども、従来はいわゆる戦闘員同士の間で戦っていた、従って戦闘員を出る限り保護する。つまり戦闘外に置かれ、もう戦争する能力のない兵士は保護するという、そういったルールなのです。先ほどの第1回赤十字条約というのはそうですね。

ところが第2次世界大戦後のこの6年ジュネーブ条約等、言いましたように一般住民に対する被害が大きくなりましたから、一般住民を保護するためのルールが非常に多く出てくる。出来上がってくるわけです。特に、兵器の残虐性や戦闘方法の非常に残虐な無差別的な戦争方法が行われるようになると、そういった一般住民を保護するために様々な形でのルールが考えられてきた。国際法、国際人道法の考え方として、戦争というものを、これを絶滅することじゃないのです。つまり戦争目的とは、こちら側の利益を相手に認めさせることです。それで十分なので、それ以上相手を殺す必要はないのです。つまり軍事的必要性に欠けるので、

無駄なのです。そういった発想があるから国際人道法はある意味成り立っているわけです。つまり無駄なことをすることによって人の犠牲が増えるのであればそういう犠牲はやめましょうと、犠牲者を出さないようにしましょうというのが国際人道法なのです。



そういった意味では現在の戦争は、一般住民に対してそれこそ個人の生きる権利そのものを破壊するような状況が出てきているわけです。その辺に対してどうするかという発想が国際人道法という言葉が出てくる背景にあるのだと思います。これは戦争法という言葉ではなしに国際人道法という言葉が使われる背景になったのは、一つにはそういった内容の点で大きな変化があった。

つまり現在の戦争は従来の戦争とは全く違った戦争になってきている。ですから一般住民を、特に人道的な視点から保護を拡大していく必要があるという視点が強くなってきたと言えらると思います。ですから従来の戦争というのはある意味では合理的な調整なのですね。戦闘する。お互いに戦闘をする。それを合理的に調整

するルールと考えられてきた側面がある。

それに対して国際人道法は、人道的な視点から見ると、紛争の犠牲者を出来るだけ少なくしようということに重点が置かれているというふうな考えによって、言葉の区別だけではないに内容的なそういった区別がされるのだと考えます。

ただし、必ずしも明確に区別されているわけではないのです、実は。戦争法と国際人道法とは全く違うのだという理解ではないのです。一般には基本的には同じような意味でとらえている人たちもいます。あるいは武力紛争法というような言葉ですね。これも、この三つの言葉が内容的には同じものだという理解をしても間違いではないと思いますけれども、ただ、内容的な変化というものも考えた時に、やはり違うのではないかとというところを人は国際人道法と言つ言葉を使っているわけですね。

1977年ジュネーブ諸条約追加議定書

1. 国際人道法の基本的内容

今度は、もう少し具体的にジュネーブ追加議定書を中心にして国際人道法の内容についてお話ししておきたいと思えます。細かな規定の内容に

ついでにはあまり触れませんが、基本的な問題として、こういう人道法のルールを形成する非常に基本的な原則というのがあるのです。

2. 国際人道法の基本原則と具体的な規定内容

(1) 軍事的効果(考慮)と人道的考慮のバランス

これは非常に皆さんには矛盾するように感じられるかも知りませんが、けれども、あえて強調しておきますけれども、あくまでも国際人道法というのは武力紛争を前提としているのです。たとえ人道的な側面が強いと言っても武力紛争を前提としている。ですから完全に全く人道的なものとはちよつと誤解がある。つまり、別の側面がある。

我々は、いわゆる軍事的効果と人道的考慮というものの上で成り立っているというふうに考えている。つまり人道性だけであればこれは戦争しないのが一番いいわけですからルールなんていらなわけですが、現実には武力紛争があつてそれに対してどうするかということ。ですから、実は細かい点を見ていくと実は軍事的効果も考慮されているのです。それは、人道的考慮とどうバ

ランスをとるかという、すごく微妙な問題です。しかしこれが根底にあるのだということは認識しておいていただきたい。

ただ、今までのルール、つまり戦争法と言われていた時代のルールはこの軍事的効果の側面が強いというバランスの上で成立しているのです。しかし現在では両者の内で人道性の考慮が強まっていることは確かです。そういう意味ではバランスが変わってきていると思えますけれども、しかし、軍事的効果というのがまったくゼロということじゃないのです。そうなる、これは国際人道法そのものがもたなくなることです。戦争が出来ない状況になればそれはそれでいいのです。ベストなのですが。

(2) 区別原則

で、そういうものを前提としていくつかの大きな原則から成り立っています。それは、先ほども述べました区別原則というものです。区別原則、つまり戦闘員と文民の区別というのは国際人道法全般にわたって基本になります。それは具体的な条約を作る上でそういう原則がずっと働いている。さらにこの原則はどういうものに発展するかと言ったら、攻撃する際の基準ですね。いわゆる軍事目標主義というものとつながってくるわけです。つまり、戦闘員

は、ある意味で殺しあつ一人になるわけです。それに対して一般住民は武器をとれないのです。武器をとつてはいけない、基本的には。戦闘員じゃないですから。



(2) 区別原則

戦闘員は資格があるのです。一般の人たちは武器をとれない、その代わり、とれないということですから保護されるわけです。戦闘員によつて武器を向けられることはないというのが原則なのです。しかし現実には、先ほどから話しましたように一般の人たちに対する危害、たとえ軍事目標主義という原則があるとしても、そのルールに従つて攻撃したとしても、一般住民に対して危害が加えられる状況が生まれてきている。それをどうするかというのが新しい、特に追加議定書ではその辺の工夫がされているのです、だからそ

う区別原則っていうのは非常に大きな原則になります。これは戦闘の方法だけではないに、じつは紛争犠牲者、一般住民の保護とも絡んでくるのです。ですから、先ほどハーグ法やジュネーブ法という言い方をしましたけど、じつはこれは必ずしも絶対的に区別されるわけじゃないのです。

だから戦闘方法が限定されることによつて犠牲者も保護されるわけです。犠牲者を保護するというルールを作ることによつて戦闘方法が制限されるという意味もあるわけです。追加議定書はまさに両者が入り組んでいるのです。今までと違つてそういうルールが入り組んでいるので、追加議定書は基本的には、これはジュネーブ条約を補充しているのです。改定するとこれは根本的な問題を検討しなかつたことになり、つまり追加議定書にしたわけです。それは補充です。ですから二つの区別からすればこれはジュネーブ法ということですね。ジュネーブ追加議定書は、ですから紛争犠牲者の保護に関するルールということになります。ところが実際にはそれだけではなく、ハーグ法的なルールが中に入っているわけです。ジュネーブ追加議定書では、そういう意味でこの区別が絶対的なものではないのです。

(以下次号)